平成２４年（フ）第５５号
京都市中京区西ノ京円町11番地２
破産者　内田　　滋
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地５　スカイハイツタカラ第１号棟４階502号室、前住所和歌山県和歌山市六十谷1189番地の29
破産者　前田　紗季（旧姓瀧口）
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３４３３号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目53番７―302号プレジュール博多南
破産者　中野　　進
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２１号
福岡市博多区千代２丁目４番23―205号、前住所福岡市東区松田３丁目17番２―806号
破産者　山城　年治
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４３号
福岡市西区福重２丁目６番25号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区長住１丁目５番47―１号
破産者　藤原　正嗣
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０９号
福岡県朝倉市美奈宜の杜５丁目６番26号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉市甘木1906番地１
破産者　具嶋　又榮
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６８号
福岡市中央区小笹３丁目20番25号
破産者　助永　康紀
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０１０号
札幌市北区百合が原５丁目２番20―307号
破産者　工藤　悦子
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６６号
仙台市青葉区桜ケ丘２丁目14番22号
破産者　阿部　隆展
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
仙台市宮城野区蒲生字南屋ケ城１番地の60
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９号
金沢市緑が丘３番12号
破産者　岡田　忠之
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４００号
広島県安芸郡府中町柳ケ丘１番39―103号タカハシビル、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町柳ケ丘１番39―102号　タカハシビル
破産者　西田　久夫
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５７号
広島県福山市新市町大字相方396番地１
破産者　迫田　　守
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５９号
広島県福山市新市町大字相方396番地１
破産者　迫田　　武
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２０７１号
福岡市南区中尾１丁目42番32号
破産者　川島　秀一
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１５号
福岡市西区内浜２丁目34番11―103号
破産者　大黒　　隆
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４７号
横浜市神奈川区平川町16番地３
破産者　柴田　達也
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０００号
横浜市保土ケ谷区藤塚町12番１―N306号
破産者　武田　雅江
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部